

令和 5 年 3 月 2 4 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

釜 菫 敏

長 島 公 之

宮 川 政 昭

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッドパック）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その 3）

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されました。

パキロビッドパックの薬価収載に伴う取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッドパック）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その 2）」（令和 5 年 3 月 2 0 日付け日医発第 2369 号（技術）（健Ⅱ）（保険）にて貴会宛てに送付済み）等において、お知らせしたところです。

本事務連絡は、3 月 2 2 日以降における、国が購入した本剤（国購入品）及び薬価収載品（一般流通品）としての本剤の取扱い等について周知を依頼するものです。今般、新たに示された取扱いの概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- これまで医療機関が院外処方を行う際には、薬局に対して「適格性情報チェックリスト」を送付していたが、3 月 2 2 日以降に院外処方を行う場合には、「適格性情報チェックリスト」の送付は不要であること。
- 3 月 2 2 日以降に国購入品を使用した場合には、パキロビッド登録センターに対する投与実績報告は不要であること（3 月 2 1 日までに使用した国購入品の投与実績については、3 月 2 2 日から 3 月 2 9 日 1 8 時までの間に入力をする）。
- 国購入品・一般流通品のいずれについても、引き続き、同意書の取得を行うこと。

以上

事 務 連 絡

令和5年3月20日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(パキロビッド®パック)の
薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について(その3)(周知)

平素より新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「ニルマトレルビル/リトナビル」(販売名:パキロビッド®パック。以下「本剤」という。))については、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(パキロビッド®パック)の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について(その2)(周知)」(令和5年3月15日付け事務連絡)において、3月22日から製造販売業者(「ファイザー株式会社」をいう。)による本剤の一般流通が開始される旨をお知らせしたところです。

3月22日以降における、国が購入した本剤(以下「国購入品」という。)及び薬価収載品としての本剤(以下「一般流通品」という。)の取扱い等について、下記のとおりとしましたので、御了知いただくとともに、管内医療機関及び薬局への周知方よろしく願います。

記

1. 3月22日以降の医療機関又は薬局が保有する国購入品について

院内又は薬局内在庫として保有する国購入品については、引き続き、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の医療機関及び薬局への配分について（別紙、質疑応答集の改正）」（令和4年2月10日（令和5年3月3日最終改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「配分事務連絡」という。）別紙1の2の取扱いに基づき、必要な患者に投与を行うことが可能です。その他の取扱いについては、配分事務連絡の記載にかかわらず、以下のとおり取り扱っていただくようお願いします。

（1）チェックリストの取扱い（配分事務連絡別紙1の6【2】関係）

これまで医療機関が院外処方を行う際には、薬局に対して「適格性情報チェックリスト」を送付していたが、3月22日以降に院外処方を行う場合には、「適格性情報チェックリスト」の送付は不要であること。

（2）投与実績の報告（配分事務連絡別紙1の6【1】及び【2】関係）

- ・これまで国購入品を使用した際には、パキロビッド登録センターに投与実績を入力していたが、3月22日以降に国購入品を使用した場合には、同センターに対する投与実績報告は不要であること（3月21日までに使用した国購入品の投与実績については3月22日から3月29日18時までの間に入力をお願いします）。
- ・他方、国購入品については使用実績や在庫数等を国が把握する必要があるため、当該医療機関及び薬局におかれては、国から求めがあった場合には速やかに提出できるよう、引き続き使用実績や在庫数等について把握すること。
- ・製造販売業者から各都道府県に週3回（月・水・金）メールで共有を行っていた「登録済み医療機関リスト」及び「在庫発注を行ったパキロビッド対応薬局リスト」については、3月29日（水）をもって配信を終了すること。

（3）薬局間譲渡等（配分事務連絡別紙1の7関係）

- ・「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その2）（周知）」（令和5年3月15日付け事務連絡）で示した通り、現在薬局間譲渡を認める方向で調整しており、その

手続きや要件については、追ってお知らせすること。それまでの間は、国購入品の薬局間譲渡に関しては、引き続き行わないこと。

- ・国購入品を保管している薬局又は医療機関が閉局又は閉院する際には、従前通りあらかじめ製造販売業者及び厚労省に相談すること。

(4) 国購入品・一般流通品共通の同意書の取扱いについて

国購入品・一般流通品のいずれについても、添付文書に「本剤の使用に当たっては、あらかじめ患者又は代諾者に、その旨並びに有効性及び安全性に関する情報を十分に説明し、文書による同意を得てから投与すること。」とありますので、引き続き、同意書の取得を行ってください。

2. 「パキロビッド登録センター」を通じた方法による国が購入した本剤の配分について

在庫配置が可能なパキロビッド対応医療機関及びパキロビッド対応薬局の新規登録については、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その2）（周知）」（令和5年3月15日付け事務連絡）でお示した通り、3月22日17時をもって終了します。

なお、国が購入した本剤を使用するすべての医療機関の「パキロビッド登録センター」への新規の登録は、3月23日10時をもって終了とします。

発注については、3月28日15時をもって終了としますが、発注ができない等、ご不明な点があれば、パキロビッド登録センター専用ダイヤルへお問い合わせください。